

庁議の概要

開催日：H16.8.3

項目

- 1 台風10号の被害状況について【危機管理担当、土木部、港湾空港局、農林水産部】
- 2 第2次高知県地震対策基礎調査について【危機管理担当】
- 3 財政危機への対応について【総務部】
- 4 その他【各部局】

内容

1 台風10号の被害状況について

危機管理担当理事、土木部長、港湾空港局長、農林水産部長から、台風10号の被害状況について説明があり、以下のとおり意見交換した。

【説明内容】

(危機管理担当)

< 8月2日、20時20分現在 >

・主な被害の概要は以下のとおり。

* 人的被害：なし

* 家屋の損壊：全壊...2、半壊...2、一部損壊...4（ほとんどが土砂崩れによるもの）

* 浸水被害：床上...100、床下...314

・避難の状況は以下のとおり。

* 延避難者数：22市町村、303世帯、589名

* うち避難勧告：4市町村、157世帯、306名

(土木部)

< 8月3日、6時00分現在 >

・警戒水位を突破した河川が17あった。

・連続雨量、1時間最大雨量、3時間最大雨量といった降雨状況を見ると、降った場所が短時間で変わっており、特定の場所に集中的に降っていないことが分かる。このような振り方だったので、大きな被害につながらなかったと思われる。

(港湾空港局)

・海岸施設の災害状況は以下のとおり。

* 野根海岸：緩傾斜堤が120m崩壊、被害額2億円

* 下田航路：12,000平米、65,000立米埋塞、被害額1億円

(農林水産部)

< 8月2日、17時00分現在 >

・農作物、施設あわせでの被害額：6億5300万円

・調査が進む中で、今後被害額が増大する可能性もある。

【主な意見】

・今回の台風ではすべての交通機関がストップし、まさに陸の孤島と化した。高速道路は、災害に強いとされているし、時速30km規制をしくなどして通行させられないものか。孤立を防ぐ方法を考えなくてはいけない。

高速道路では事故が起こると大事故になりかねない。また、新設してから5年以内は土砂災害が起こる可能性も高いため、慎重を期しているということもある。(降雨量何百mmまでは大丈夫といった)経験を積んでいけば、規制値を緩めることもありうるだろう。

2 第2次高知県地震対策基礎調査について

危機管理担当理事から、第2次高知県地震対策基礎調査の結果概要について説明があり、以下のとおり意見交換した。

【説明内容】

- ・南海地震が単独発生した場合（：高知県モデル） 東南海・南海地震が同時発生した場合（：内閣府中央防災会議モデル）の2種類の地震、津波発生を念頭に、本県にとって最も懸念すべき地震・津波発生モデルを決定したうえで、地震防災対策の基礎資料として作成した。
- ・地震動解析による検討の結果、「中央防災会議モデル」よりも、震度が大きく、揺れの強い「高知県モデル」を被害想定等のための震源として想定することが地震対策上適当だと考え、物的被害、人的被害及び罹災・避難者数の想定と被災シナリオ（冬の夕方、冬の早朝、春夏秋の昼間）の作成を行った。
- ・過去の災害例からハザード（危険）と物的・人的被害の相関関係に基づいて定量化する「経験的方法」により、被害想定を行った。
- ・県全体ではなく、市町村ごとのデータとなっているので、県民のみなさまには身近に感じていただけたらと思う。これを前提に、各地域での避難訓練やハザードマップづくりを行っていただきたい。
- ・8 / 16に、全市町村、全課室を対象とした説明会を実施する予定である。
- ・各部局は、さまざまな対策を立てるうえでの基礎データにしてもらいたい。
- ・9 / 1の防災訓練もこのデータを基礎として行う予定である。

【主な意見】

- ・本県の場合は高齢者も多いし、この推計値以上に災害後にも多くの被害者が出るのではないかと。高齢者、障害者をどうやって避難させるかが大きな課題となっている。自主防災組織に訴えていかなければならない。
- ・被災シナリオは72時間までの想定となっているが、もっと長く想定しておいた方がよいのではないかと。未着手となっている。今後、復旧・復興の計画も策定していく必要がある。
- ・被災シナリオは何かを参考にして作成したのか。静岡県や中央防災会議が作成したものを参考にした。
- ・県民向けのPRは行わないのか。県民向けのリーフレット（見開き程度）を別に作成する予定である。

3 財政危機への対応について【総務部】

総務部長から、事務事業見直し作業の日程などについて、以下のとおり説明があった。

【説明内容】

- ・部局調整費の枠内にあるうがなからうが、議論の対象としたい。
- ・今回の事務事業見直しは網羅的ではないため、各部局独自の視点で見直しを行ってほしい。
- ・7 / 14に行われた「財政危機への対応に関する所属長会議」における知事説明の様態をおさめたビデオを作成中である。各部局に1つずつ配布するので、職場で勉強会を開催するなど、職員の意識を高めてほしい。

【主な意見】

- ・事務事業見直しの対象となっている事業はどのようなものか。市町村への補助金、県が出資している施設の管理運営費、一般財源（県費）の事業などである。

4 その他

企画振興部長から説明があり、以下のとおり意見交換した。

【説明内容】

- ・ 7月議会の企画建設委員会において、県立高知女子大の入試ミスに対する損害賠償の件で指摘があった。
- ・ 財政危機宣言をして、県民にまで痛みを求めているのにも関わらず、県費で損害賠償するのはいかなものか、ミスをした職員に求償すべきではないかという委員からの意見があった。
- ・ 法的には、職員に求償すべきものではなく、組織として対応すべきものと整理されていること、当時大学は寄付金を募って対応し、学長以下も懲戒処分を受けたことなどの説明を行った。

【主な意見】

- ・ 何でもかんでも職員に賠償責任を求めると、仕事にやりがいを感じられなくなるのではないか。グリーンピアの件もあるし、全庁議論が必要ではないか。
- ・ グリーンピアの件は、組織として判断したことに対して個人に求償すべきだとしているもの、女子大の件は、職員のミスで生じた被害に対して個人に求償しようとしているもので、別の話ではないか。
- ・ 財政的に苦しいから職員に負担を求めるといのはおかしい。今までのルール、本来の法律論で議論していくべきではないか。
- ・ 交通事故など、職員が身を引締めるという意味でも個人に求償すべき事例もあると思う。過去の事例から、求償すべきものをピックアップして議論してみてもどうか。
- ・ 損害賠償等審査会の在り方などもちゃんと議論しなくてはいけない。